

障害年金

をご存じですか？



障害年金とは

病気やけがで生活や仕事などが制限される場合に、現役世代のかたも含めて受け取れる年金です。

障害年金の種類

初診日^(注1)に加入していた年金制度により「障害基礎年金」と「障害厚生年金」に分けられます。

相談・手続き窓口

初診日の年金加入状況により相談窓口が異なります。

障害年金の種類	初診日の年金加入状況	相談・手続き窓口
障害基礎年金	・国民年金(第1号被保険者) ・60歳以上65歳未満で日本国内に住所あり ^(注2) ・20歳前	春日部年金事務所、または保険年金課
	・国民年金(第3号被保険者)	春日部年金事務所
障害厚生年金	・厚生年金(第2号被保険者)	春日部年金事務所(共済組合などに加入していたかたは、初診日時点で加入していた共済組合など)

障害年金を受給するには

次の要件を満たすことが必要です。

【障害程度の要件】 障害認定日^(注3)時点で法令に定める障害の状態にあること。

【保険料の納付要件】 ①初診日の属する月の2か月前までの公的年金加入期間の3分の2以上の期間の保険料が初診日の前日において納付または免除がされていること。
②①の要件を満たさない場合は、初診日の属する月の2か月前までの1年間に保険料の未納がないこと。

その他

障害者手帳(身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳)と障害年金の等級は認定方法などが異なるため、障害者手帳をお持ちでないかたも障害年金に該当する場合があります。

また、障害者手帳をお持ちのかたでも、障害年金の等級には該当せず、受給できない場合があります。

障害認定日において法令に定められている障害等級に該当するかどうかは、医師にご相談ください。

(注1) 障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日

(注2) 老齢基礎年金を繰り上げて受給されているかたは対象外

(注3) 障害の原因となった病気やけがについて1年6か月を経過またはそれ以内に治った日(症状が固定した日)

問合せ 春日部年金事務所 ☎048(737)7112 保険年金課国民年金担当 ☎0480(31)7986

今年度から、胃がん内視鏡検診を実施しています。

5月に送付した「令和7年度検診受診券」をご確認ください。

実施期限▶ 令和8年1月31日(土)

※期間間際は予約が取れない場合がありますので、早めの受診をお勧めします。

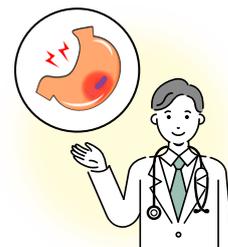
対象者▶ 昭和51年4月1日以前生まれの市民

実施医療機関▶ **大林内科** 白岡市千駄野656-1 ☎0480(93)8556

予約▶ 実施医療機関に電話で

自己負担金▶ 4,000円

その他▶ 市の内視鏡検診は、2年に1度の受診となります。今年度受診した場合は、次回のバリウム検診、内視鏡検診は2年後になります。



問合せ 健康増進課 ☎0480(92)1201